

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―三三―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市押切字沼上二千四百八十一番一、二千四百八十四番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三百六十立方メートル